④　中間処理（焼却、破砕等及び再生）

ア　災害廃棄物等の量が膨大であること等に鑑み、安全性を確保しつつ、可能な限り焼却等の中間処理等により減容化を図ることとする。

イ　災害廃棄物等の量は膨大であるため、早期の処理の完了には既存の処理施設（公共施設及び民間施設）を最大限活用するとともに、仮設処理施設の設置が不可欠であり、各自治体の協力を得ながらこれらを進めていく。

ウ　仮設処理施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第８条第３項の規定に準じ、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施する。

エ　仮設処理施設において、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を採ることとする。

オ　コンクリートくず等については、復興のために利用可能な資材とするなど、可能な限り災害廃棄物等の再生を図ることとする。

カ　中間処理については、対策地域内廃棄物の迅速かつ効率的な処理を行う観点から、除染廃棄物の処理との連携に十分留意する。

⑤　中間処理後の処分

ア　中間処理後の焼却灰等の処分については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」（平成23年10月29日環境省策定。以下「中間貯蔵施設等ロードマップ」という。）に基づき、実施することとする。

⑵　除染廃棄物

特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置に伴い発生する除染廃棄物については、一時的に保管するための仮置場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処理と連携して、可能な限り仮設処理施設等において減容化を図り、中間貯蔵施設等ロードマップに基づき、処理することとする。

５．その他対策地域内廃棄物処理の適正な処理に関し必要な事項

⑴　対策地域内廃棄物の処理については、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第６号厚生労働省労働基準局長通達別添１）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）等を遵守し、廃棄物処理業務に従事する労働者の放射線障害防止を図ることとする。

⑵　対策地域内廃棄物の処理については、可能な限り地元雇用を考慮することを基本とする。

別紙１

対策地域内における災害廃棄物等（帰還困難区域を含まない）の推定量（ｔ）（平成25年12月時点）

	災害廃棄物※２	家の片付けごみ	合計
南相馬市	247,000 可燃：79,000 不燃：168,000	13,000 可燃：9,500 不燃：3,200	260,000 可燃：88,000 不燃：171,000
浪江町	263,000 可燃：62,000 不燃：201,000	26,000 可燃：20,000 不燃：5,800	289,000 可燃：82,000 不燃：206,000
双葉町	13,000 可燃：3,800 不燃：8,800	180 可燃：130 不燃：49	13,000 可燃：3,900 不燃：8,900
大熊町	3,400 可燃：1,700 不燃：1,700	500 可燃：370 不燃：130	3,900 可燃：2,100 不燃：1,900
富岡町	91,000 可燃：35,000 不燃：56,000	13,000 可燃：9,500 不燃：3,900	105,000 可燃：44,000 不燃：60,000
楢葉町	62,000 可燃：24,000 不燃：37,000	14,000 可燃：11,000 不燃：3,000	76,000 可燃：36,000 不燃：40,000
飯舘村	660 可燃：340 不燃：320	41,000 可燃：37,000 不燃：3,800	42,000 可燃：38,000 不燃：4,200
川俣町	860 可燃：440 不燃：420	2,400 可燃：2,000 不燃：470	3,300 可燃：2,400 不燃：890
葛尾村	660 可燃：340 不燃：320	6,100 可燃：5,300 不燃：740	6,700 可燃：5,700 不燃：1,100
田村市	1,300 可燃：640 不燃：610	1,100 可燃：900 不燃：160	2,300 可燃：1,500 不燃：770
川内村	1,200 可燃：710 不燃：510	1,300 可燃：1,000 不燃：260	2,500 可燃：1,700 不燃：770
合計	684,000 可燃：209,000 不燃：475,000	119,000 可燃：97,000 不燃：21,000	802,000 可燃：306,000 不燃：496,000

※１：有効数字２桁で四捨五入。但し、推定量が10万トン以上の場合は、1,000トン未満を四捨五入。

※２：災害廃棄物には津波がれきと災害廃棄物処理の一環としての被災家屋の解体が含まれる。津波がれきには廃棄物に付着した土砂は含まれるが、その他の土砂は含まない。

※３：本表に示す数値については、継続的に精査を行いつつ、実際の処理事業に反映していくこととする。

※４：災害廃棄物等の推定量は、帰還困難区域を含めていない。今後、帰還困難区域における処理方針を踏まえて検討。